

2 0 1 7 年 ( 平 成 2 9 年 ) 5 月 1 1 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

道路の管理及び応急補修に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について ( 答申 )

2 0 1 7 年 ( 平 成 2 9 年 ) 4 月 2 1 日 付 け で 諮 問 ( 第 8 5 0 号 ) さ れ た 道 路 の 管 理 及 び 応 急 補 修 に 係 る 個 人 情 報 を 目 的 外 に 提 供 す る 事 及 び 目 的 外 に 提 供 す る 事 に 伴 う 本 人 通 知 の 省 略 に つ い て 次 の と お り 答 申 し ま す 。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定により、目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

平成29年3月21日付文書にて、神奈川県港南警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、湘南台駅地下公共施設内のエレベーターやエスカレーターに設置された防犯カメラの記録に関する情報提供を求める照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、当該個人情報を目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県港南警察署司法警察員に防犯カメラの録画データを目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

湘南台駅地下公共施設の藤沢市所有地内のエレベーターやエスカレーター

に設置された全ての防犯カメラの平成29年3月16日午後1時から平成29年3月16日午後2時までの録画データ

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県港南警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、「捜査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体・その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県港南警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会は、捜査関係事項照会書に記載されたように、「窃盗事件の捜査」に係るもので、「平成29年3月16日午後1時から午後2時の時間帯の間に、捜査対象者と思われる人物が湘南台駅を利用した状況が窺える。」ことから、行動の裏付けをするために防犯カメラ映像の提供を求めているものである。

本件の目的外提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものであることから、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴い本人通知を省略する必要性について

個人情報を目的外に提供する場合、本来は当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、画像データで確認される個人を、照会によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認していることから、本件にかかわる本人通知を省略する合理的理由があると判断したものである。

(4) 画像データの提供方法

画像データは、ハードディスクに記録されており、電子媒体（USBメモリ）で提供するものであるが、提供する際は画像を確認後、必要部分のみを選択し、提供することとする。

(5) 実施時期（予定年月日）

2017年（平成29年）5月11日

(6) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 湘南台駅前公共施設 防犯カメラ設置平面図
- ウ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県港南警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「窃盗事件の捜査」に係るもので、「平成29年3月16日午後1時から午後2時の時間帯の間に、捜査対象者と思われる人物が湘南台駅を利用した状況が窺える。」ことから、行動の裏付けをするために防犯カメラ映像の提供を求めているものである、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、窃盗事件が発生した場所及び日時が明らかにされていないことから、本件目的外提供の具体的必要性をより明確にするため、実施機関は、捜査対象者が平成29年3月16日午後1時から午後2時までの間、湘南台駅地下公共施設内を通行したことについて警察に確認し、その内容が確かに通行したということがわかる合理的根拠があるかないかについて確認すること、また、目的外に提供する際は、提供する相手方に対して、書面にて、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に規定する措置を遵守することを求める旨の記載をすることを条件とする。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、当該画像データで確認される個人を、照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に關与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上